

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令案」の概要について

1. 改正の趣旨

平成 25 年 12 月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定され、当該閣議決定に記載された措置を講ずるため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号。以下「第 4 次一括法」という。）が平成 26 年 6 月に公布された。

本政令は、第 4 次一括法の施行に伴い必要となる内閣府関係政令の整備を講じるための所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）

第 4 次一括法による農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 23 条の改正に伴い、農林物資の規格化等に関する法律施行令第 12 条を改正し、都道府県が処理している下記の事務・権限を指定都市の長に移譲することとする。（※ 1、※ 2）。

- ① JAS 法第 19 条の 14 第 1 項の指示等（※ 3）→指定都市の長
- ② ①の指示に係る JAS 法第 19 条の 14 第 3 項の命令等（※ 3）→指定都市の長
- ③ JAS 法第 20 条第 3 項の製造業者等への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ④ JAS 法第 20 条第 3 項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ⑤ JAS 法第 20 条第 3 項の立入検査及び質問（立入検査又は質問に係る場所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する指定都市の長
- ⑥ JAS 法第 21 条の 2 第 1 項の申出の受付及び同条第 2 項の調査（製造業者等の主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 5）→当該申出の対象とする製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長

※ 1 ③～⑤については、JAS 法第 19 条の 14 の規定の施行に関し必要と認められる場合、農林水産大臣及び消費者庁長官が自ら行うことも可能

※ 2 ⑥については、農林水産大臣及び消費者庁長官が自ら行うことも可能

※ 3 対象となるのは、主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市の区域内のみにある製造業者等（指定都市内製造業者等という。）

※ 4 JAS 法第 19 条の 14 の規定による指示又は命令に関し必要と認められる場合、都道府県知事も可能

※ 5 都道府県知事も可能

（注）併せて、①～⑥の事務を行った場合の指定都市の長から都道府県知事、消費者庁長官及び農林水産大臣への報告等について所要の規定を追加。

(2) 健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）

第 4 次一括法による健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 32 条の改正に伴い、健康増進法施行令第 8 条を改正し、健康増進法第 35 条第 3 項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち同法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規定による勧告及び命令に関する権限は、地方厚生局長に委任しないこととする（※）。

※ 地方厚生局長に委任する権限は、同法第 32 条第 3 項において準用する同法第 27 条第 1 項の規定による検査及び収去に関する権限のみ

(3) 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）

1 農林水産大臣の権限に属する事務

第 4 次一括法による食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 15 条第 4 項の改正に伴い、食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「食品表示法政令」という。）第 5 条を改正し、都道府県が処理している下記の事務・権限を指定都市の長に移譲することとする。（※ 1、※ 2）。

- ① 食品表示法第 6 条第 1 項の指示等（※ 3）→指定都市の長
- ② 食品表示法第 8 条第 2 項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ③ 食品表示法第 8 条第 2 項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ④ 食品表示法第 8 条第 2 項の立入検査及び質問（立入検査又は質問に係る場所が指定都市の区域内にある場合）（※ 4）→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する指定都市の長
- ⑤ 食品表示法第 12 条第 1 項の申出の受付及び同条第 3 項の調査（食品関連事業者の主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※ 5）→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長

※ 1 ②～④については、食品表示法第 6 条の規定の施行に関し必要と認められる場合、農林水産大臣が自ら行うことも可能

※ 2 ⑤については、農林水産大臣が自ら行うことも可能

※ 3 対象となるのは、主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者（以下「指定都市内食品関連事業者」という。）

※ 4 食品表示法第 6 条第 1 項の規定による指示に関し必要と認められる場合、都道府県知事も可能

※ 5 都道府県知事も可能

（注）併せて、①～⑤の事務を行った場合の指定都市の長から都道府県知事及び農林水産大臣への報告等について所要の規定を追加。

2 消費者庁長官に委任された権限（酒類及び食品表示法政令第7条第1項本文の内閣府令で定める事項（衛生・保健事項）に係るものを除く。）に属する事務
上記1の改正に伴い、食品表示法政令第6条を同様に改正し、都道府県が処理している下記の事務・権限を指定都市の長に移譲することとする。（※1、※2）。

- ① 食品表示法第6条第1項の指示等（※3）→指定都市の長
- ② ①の指示に係る食品表示法第6条第5項の命令等（※3）→指定都市の長
- ③ 食品表示法第8条第1項の食品関連事業者への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※4）→当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ④ 食品表示法第8条第1項の関係事業者への報告の徴収及び物件の提出要求（主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※4）→当該関係事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長
- ⑤ 食品表示法第8条第1項の立入検査及び質問（立入検査又は質問に係る場所が指定都市の区域内にある場合）（※4）→当該立入検査及び質問等に係る場所の所在地を管轄する指定都市の長
- ⑥ 食品表示法第12条第1項の申出の受付及び同条第3項の調査（食品関連事業者の主たる事務所が指定都市の区域内にある場合）（※5）→当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する指定都市の長

※1 ③～⑤については、食品表示法第6条の規定の施行に関し必要と認められる場合、消費者庁長官が自ら行うことも可能

※2 ⑥については、消費者庁長官が自ら行うことも可能

※3 対象となるのは、指定都市内食品関連事業者

※4 食品表示法第6条の規定による指示又は命令に関し必要と認められる場合、都道府県知事も可能

※5 都道府県知事も可能

（注）併せて、①～⑥の事務を行った場合の指定都市の長から都道府県知事及び消費者庁長官への報告等について所要の規定を設ける。

【施行期日】

平成28年4月1日